



あなたのチャレンジ 応援します！

岩国で新たな事業を始めたい事業者にさまざまな支援策があります。

商工振興課 ☎ ②5110

岩国空港関連事業支援貸付「つばさ」

市と日本政策金融公庫岩国支店国民生活事業、下関支店中小企業事業は、互いに連携し創設した融資制度【岩国空港関連事業支援貸付「つばさ」】を通じて、地域独自の政策に基づいて、産業振興や地域雇用の促進を図る人のお手伝いをします。

市は「つばさ」融資を受けた事業者に対し、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進し、事業者の育成および振興を図るために利子の補給を行います。

対象 市所在の中小企業者で、岩国民間空港再開を契機に新たな事業を展開しようとする人

資金使途 市内において新たに空港関連事業で創業する人、事業所の設置をする人、新たな商品またはサービスの開発などを行う人の運転資金および設備資金

融資限度 ○国民生活事業=7,200万円（うち運転資金4,800万円） ○中小企業事業=7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

融資期間 ○設備資金=20年以内（うち据え置き2年以内） ○運転資金=7年以内（うち据え置き1年以内）

融資利率 基準利率

利子補給額 借入金の年0.4%の利率に相当する額

■国民生活事業=日本政策金融公庫岩国支店

☎ ②6265

中小企業事業=日本政策金融公庫下関支店

☎ 083-223-2251

岩国市企業誘致等促進条例

市内で事業を行うために、市内のアーケード負担金を伴う事業所または岩国錦帯橋空港に関する事業所を新たに賃借する人に奨励金を交付する制度で、雇用情勢の変化に対応することができるよう、企業誘致の促進および本市経済の振興を図ることを目的とした総合的支援制度です。

対象 新たに事業所の設置を行う人

●事業所設置奨励金（店舗等賃借料分）

内容 ①アーケード負担金を伴う店舗などの月額賃借料の2分の1を3年間 ②岩国錦帯橋空港に関連する事業所の月額賃料の2分の1および事務機器などの賃借料の2分の1を3年間

限度額 ①=1年分100万円 ②=1年分150万円

※指定を受けた日の属する月の翌月分から交付対象

※1回目の交付は、12カ月分の賃借料完納後、2回目以降の交付は、6カ月分完納後ごと

●雇用奨励金

内容 事業所などの設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき30万円

※新卒者（卒業後3年間）を雇用した場合は40万円

障害者はこの額+10万円（従業員1人につき3年間）

限度 200人分

※上記従業員を1年以上継続雇用したごとに交付

※雇用奨励金のみの申請はできません。

■商工振興課 ☎ ②5110

岩国市中小企業制度融資

市内で創業するための資金が必要なとき

●創業支援資金「かけはし」

対象 ○市内で新たに事業を開始する、または開業して1年未満の人 ○市税、国民健康保険料などの滞納がない人 ○地域中小企業支援センターの推薦を受けられる人 ○所要額の20%以上の自己資金を有する人

経営の安定化・合理化を図るための運転資金・設備資金が必要なとき

●中小企業振興資金

対象 ○市所在の中小企業者で、同一事業を1年以上営んでいる人 ○市税、国民健康保険料などの滞納がない人

■商工振興課 ☎ ②5110